

第3回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年7月29日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時25分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の一部取り消し
について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 出席委員(28人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 2番 菊地 賢一郎 3番 洞口 ゆかり
 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
 7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
 10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一

推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男
 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉 11番 西山 剛
 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
 15番 川村 勇
欠席推進委員 3番 長田 幸夫 10番 武藤 光雄
5. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 成田 利顕 主幹 大友 十和子
6. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第3回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第3回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名 計28名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

5番 入間川 昭一 委員 6番 佐伯 美和 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、入間川昭一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

第2班代表委員の入間川昭一です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年7月29日提出。

番号1、大字・字・地番は下余田字飯塚4番4、地目は登記畑、現況宅地、登記面

積は81㎡、転用目的は宅地の拡張、車の回転場兼駐車場です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買、1㎡あたり1,975円、総額16万円、荷物搬出入時の車両回転場、夜間駐車場、追認事案ということで始末書が提出されています。

位置図、公図については議案書の2ページをご覧ください。申請地は、バイパスから東へ200mくらい進み、北へ100mほど進んだ場所になります。担任委員会資料の2ページをご覧ください。今回申請地の4番4は、これまで譲受人から借地して利用していたようですが、転用手続きがされていなかったことから、始末書が提出されています。土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させる恐れがないかについては、整地する際に勾配を宅地側に付し、隣接地に流出しないようにする。被害が生じた場合は話し合いに応じるとのことです。2班で現地を確認したところ、土砂の流出又は崩壊その他災害はないだろうと見てきました。

続きまして、番号2、大字・字・地番は高館熊野堂字大沢中182番1、地目は登記現況共田、登記面積は914㎡、転用目的は太陽光発電システム設置です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買、1㎡あたり547円、総額50万円、太陽光パネル168枚設置ということです。

位置図、公図については議案書の3ページをご覧ください。申請地は、仙台南インターチェンジのトラックターミナルより大沢地区に約1キロ入ったところにあります。この大沢地区では、太陽光パネルが多く設置されており、毎年申請されている箇所でもあります。担任委員会資料4ページをご覧ください。申請地に今回太陽光パネルを168枚設置し、また隣接する182番2の土地にもそのうち太陽光パネルを設置する予定だということです。雑草の管理の徹底を指導いたしました。この大沢地区には太陽光パネルが何か所もありますが、雑草の苦情は今まで1件もなかったようです。

議案第1号1番、2番につきましては、7月27日の担任委員会で現地調査を行いました。1番については譲受人本人から、2番は譲受人である法人の社員からそれぞれ実情調査をいたしました。1番は自宅敷地の一部として無許可で使用されていました。本人からこの件に関する始末書の提出を受けており、今後は農地法による転用手続きを遵守するよう指導しました。譲受人も大変反省していたことから農地転用することはやむを得ないものと考えます。2番につきましては、お配りした農地転用許可基準及び審査内容にお示しのとおり、農地法における転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の大内伸一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一推進委員）

議案第1号1番、2番につきましては、7月27日の担任委員会の現地調査に同行いたしました。推進委員は3名同行しております。

1番は農地法による許可を受けないで自宅の敷地として駐車場としておりましたので、今後このようなことがないように指導を行いました。あくまでも書類が先だということで指導しております。

2番につきましては、太陽光発電システムの設置を行うものですが、先ほど入間川委員からもご説明がありましたが、除草等の管理を徹底するように指導いたしました。

以上、今回案件2件につきましては、隣接農地等への影響は生じないものと判断いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明ご意見いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

議案第1号1番についてです。宅地の南東に水路があるのですが、官地払い下げをしたのは603番と2番3と4番3という部分ですか。現状は水路がなくなっていることにはなっているのですが、その確認だけお願いしたいと思います。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

議案書2ページをご覧ください。申請地と隣接する603番を現状確認したところ水路の現況はありませんでした。4番4の東側は真つすぐに土留めされておりました。4番2はアスファルト舗装され、3番1は作業場としてきれいにしておられました。

○ 議長（大友正一会長）

事務局、補足をお願いいたします。

○ 事務局（成田局長補佐）

補足させていただきます。担任委員会資料の2ページに土地利用計画図がございます。603番の土地については、市から申請者へ払い下げをされているということは確認しております。ただ、2番3、4番3については、そもそも官地だったのかという確認まではいたしておりません。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 1番（相澤喜美委員）

議案第1号2番についてです。担任委員会資料4ページの図を見ますと、分筆ラインとあります。従来182番で1,825㎡の田だったと見られるのですが、これは

水田として利用されていたものなのかということを確認したいと思います。今回分筆して、182番1にだけ太陽光発電システムを設置するのであれば、残りの部分はどうなるのだろうかというところを確認させていただきたいと思います。

○ 議長（大友正一会長）

事務局お願いいたします。

○ 事務局（成田局長補佐）

今回は182番1という土地で申請が上がっておりますが、こちらは令和3年7月8日の日付で分筆登記が行われています。担任委員会資料の4ページの分筆ラインというのは、分筆によって現在太陽光パネルが設置される計画がある北側の部分を182番1、南側の部分が182番2と分筆されています。それで残った182番2の土地ですが、今回の議案とは別になりますが、譲受人・譲渡人双方で太陽光発電の計画を練っていると伺っています。

○ 1番（相澤喜美委員）

追って残りの土地もいずれ太陽光発電になるので、とりあえず休耕みたいなかたちになるということですか。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただいまの委員のご発言のとおりです。こちらも現在は保全管理がされていますが、調整が整った段階で別途申請が行われると伺っています。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

私のほうからもちょっと補足させていただきます。担任委員会資料の3ページ、まず今回申請された182番1は水田として残されており、両北南にあたる183番、181番、180番には全部太陽光が設置されておりました。毎年申請がある場所なので、何度も行ってわかりになる委員もいらっしゃるかと思います。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、入間川昭一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年7月29日提出。

番号1、大字・字・地番は高館吉田字北宮神明7番2、地目は登記畑現況宅地、登記面積は1,076㎡のうち73.68㎡、転用目的は倉庫兼作業場設置、一時転用ということです。譲渡人、譲受人については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要、期間は令和4年6月3日まで、令和3年5月4日に発生した火災に伴う仮設ハウス及び仮設トイレ、追認事案で始末書提出有です。この申請地は、県道名取村田線吉田第一区集会場から90mほど北へ入ったところにあります。残念ながら、自宅半焼、倉庫全焼という火災が起きました。

位置図、公図は議案書の5ページ、担任委員会資料は6ページになります。今回の申請地は屋敷内の畑でありまして、担任委員会資料の斜線箇所は自宅ということで、他に解体焼失納屋、解体プレハブと2棟が建っており、この自宅と焼失箇所の間から火が出たという話です。その敷地東側のほうに仮設ハウスということで、73.68㎡の申請です。現地調査したところ、仮設ハウスの割にはコンクリートががっちり打たれているなど、立派なハウスでありました。無許可で転用してしまい大変申し訳ありませんでしたと今回本人からお話がありました。土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させる恐れはないかは、仮設ハウスには上下水道等の設備が無く、仮設トイレは汲み取り式であるということです。一時転用ということで期間が終わったら現状復旧するというものでした。

番号2、大字・字・地番は杉ヶ袋字大野35番9、地目は登記現況共畑、登記面積は3,287㎡のうち2,200㎡、転用目的は駐車場及び資材置場、申請者の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可否、転用目的に係る事業又は施設の概要はクレーン車2台の駐車場、転回・メンテナンススペース、事業用資材置場ということです。

位置図、公図は議案書の6ページをご覧ください。申請地は、主要地方道塩釜亘理線の東側にあたる場所にあります。担任委員会資料の9ページ、10ページをご覧ください。申請地には除草剤が散布されており、残りの農地には雑草が見受けられました。本人と名取岩沼農業協同組合の職員の出席があり、確約書は事務局に届いてお

ります。

議案第2号の1番については、7月27日の担任委員会で現地を確認し、申請人から実情聴取をしました。申請地には、仮設ハウス及び仮設トイレが設置されておりましたが、それは今年5月4日に自宅に隣接していた作業場が火災で全焼、自宅にも被害が出たため、必要に迫られ急遽設置したとのことです。本人から転用の手続きを行わなかったことに対する始末書を受けております。このことから今回の一時転用は、やむを得ない対応と考えます。

2番につきましては、申請人から実情聴取をいたしました。現地は除草剤による除草を行ったということでしたが、その土地の一部は今後農地として利用するため、今後その農地を適切に管理するよう指導を行い、適切に管理するという確約書を提出いただきましたので、転用はやむを得ないと考えております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の大内伸一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、7月27日担任委員会の現地調査に同行いたしました。

1番につきましては、火災により自宅の敷地内にある農地に急遽設置したもので、申請者の生活再建のため、やむを得ないと判断いたしました。この書類があとから出てきたということで注意しました。

2番につきましては、駐車場と資材置場への転用許可申請です。現地は、除草剤による除草作業を行ったということでしたが、約1千㎡については農地として今後利用していくということでしたので、周辺の農地に影響がでないよう農地として適切に管理するよう指導をしました。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明がありました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 8番（渡邊正明委員）

番号2番についてです。クレーン車2台の駐車場の他にメンテナンススペースと書いてあります。これはクレーンの修理等を行うものなのですか。詳しくわかれば教えてください。

○ 議長（大友正一会長）

事務局お願いいたします。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただいまのご質問ですが、事業計画書概要の提出を受けております。その中で、メ

メンテナンススペースとしてクレーン車のブームを伸ばしたり、左右に回転したり等にスペースが必要だという記載があります。ブーム等を脱着したりする作業にも使われると事業計画書概要からは推測されます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

私も番号2についてです。公図で見ますと、35番9が1筆で申請されていて、担任委員会資料では土地利用計画図ということで、きちんと分かれて申請地になっています。境はどういうふうなかたちで分けるようになっているのか、質問いたします。

○ 議長（大友正一会長）

事務局お願いいたします。

○ 事務局（成田局長補佐）

現在、こちらの土地自体については分筆がされておらず、一部転用という扱いになっております。ただ、申請者側のほうからの聞き取りによると、今後土地を分筆する手続きを行うと聞いております。よって、これから測量作業を行って、境界杭等を設置されるものと理解しております。現状は、境界杭等は特にございませんでした。

○ 9番（大内繁徳委員）

残った土地を畑として使用するということになっておりますが、今回申請されている2,200㎡の土地から道路側へ傾斜をつけて排水するとなっております。残った農地がそこから一段下がっているのであれば排水が残ってしまうので、その確認なり指導はあったのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

代表委員お願いいたします。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

3,287㎡のうち分筆して残りの約1,000㎡については、今後畑として適切に管理するとの確約書をいただいております。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

農地として確約書を取っているということでしたが、この3,000㎡の農地では今まで耕作していなかったという話が出ていました。確約書を出せばいい、農協が入っているから云々とは言いますが、この譲受人は半分信用できないという印象を受けます。いつまで作付けして、いつから荒地地にして除草剤だけでごまかしているのか、

担任委員会で聞いていれば伺いたいと思います。

○ 事務局（小畑局長）

ただいま委員よりあった申し出についてはもっともだとは思いますが、こちらの杉ヶ袋字大野の土地の件についてですが、先ほど入間川代表委員からもお話ありましたが、農協のほうがいぶ支援しております。今朝ほども、農協といろいろお話ししました。確約書は出していただいたものの、履行の責任は農協としてもお願いする旨、事務局としても申し上げました。農協としても、当然「農地として使います」というお約束をする以上は、ご本人ともきちんと話をしてそのように進めますとの話は受けております。事務局としましては、確約書は農協の言葉もありますので信頼して、その後確約書のとおり履行されなかった場合には、また然るべき措置をとりたいというふうに考えております。現段階では、お約束をいただいたということを信頼して進めたいと思います。

○ 11番（松浦岩男委員）

もう一度申請前の3,000㎡の取扱いがどうなっていたのか、伺いたいと思います。

○ 事務局（小畑局長）

先ほど代表委員からも話がありましたが、現在除草作業を行っている最中で、除草剤を散布して全ての草が除草されたということではありませんが、明らかに除草剤の効果が出ているということは確認しております。

○ 11番（松浦岩男委員）

申請する前、この3,000㎡をどのように使っていたのかです。何か植えていたのか、そのまま雑草の畑にしていたのかを確認したい。

○ 議長（大友正一会長）

代表委員、そのへんの聞き取りは。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

今までの経過は信頼しておりますので、それ以上は聞かず大変申し訳ありませんでした。除草剤管理について聞いていたのは確認しておりますが、それ以前のごことは深く追求していないのでわかりません。

○ 事務局（成田局長補佐）

補足いたします。現地の状況ですが、本人の聞き取りによりますと、以前はトラクターで耕起はしていましたが、作付けはしておらず、今年からトラクターでの耕起から除草剤散布へ変更したと伺っています。

○ 11番（松浦岩男委員）

ということは、作付けをしないで、ただ耕耘はしていたが、作付けは全くしていな

かったと受け取っていいですか。

○ 事務局（小畑局長）

考え方だと思うのですが、保全管理という扱いで、ご本人としては管理していたというふうに考えています。

○ 11番（松浦岩男委員）

周りに迷惑をかけないように管理していたというのはわかります。ただ、事業を行っている以上、これからこの人は果たして農作業に当たるのか。確約書を出せばすぐ通るといふ噂を流されても困るので、少し厳しい目で見てもいいのではないかと私なりに考えました。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手多数」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

続きまして、議案第3号に入る前に、今回の議事に関する推進委員がおりますので、該当推進委員には退席をお願いします。

○ [今回の議事に関する推進委員1名退席]

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、入間川昭一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

それでは議案書7ページをご覧ください。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年7月29日提出。

番号1、大字・字・地番は閑上字新猿猴14番1、地目登記田、現況は耕作用通路、

登記面積は184㎡、権利種別売買、持分4分の1です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は3,375a、労力人は19人、備考ということで、持分4分の1の売買、10aあたり65千円、総額12千円です。

位置図、公図は議案書の8ページとなっています。申請地は、閑上あんどん松の西のほうへ約500m行ったところにあります。譲受人は農業法人でもありまして、この周辺一帯を作業受託されているところでもあります。後ほど14ページ議案第5号に関連する議案がありますので、事務局より詳しい説明をお願いいたします。

続きまして番号2、大字・字・地番は田高字原58番、地目は登記現況共畑、登記面積は753㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は51a、世帯員は2人で労力人は1人です。売買で10aあたり132万円、総額100万円です。この譲受人の方は、現在岩沼市に5反歩以上の農地を持っていると岩沼市農業委員会から確認をとっております。

位置図、公図は議案書の9ページとなっています。申請地は、県道名取村田線の田高と高館の境ということでもあり、今回申請地は公図の網掛けのとおりです。この南隣の39番という土地は、田高になります。この場所に遠くから来て栽培できるのかということを確認したところ、私は現在、ほぼ毎日岩沼へ通作しており、申請地で耕作することに支障はなく、畑には玉ねぎなどを栽培したいという本人からの言葉をいただきました。

議案第3号1番、2番につきましては、7月27日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人から実情聴取したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の大内伸一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一推進委員）

議案第3号1番、2番につきましては、7月27日担任委員会の現地調査に同行いたしました。

1番につきましては、地元農事組合法人が農業経営基盤強化促進事業による所有権を取得する農地への耕作用通路となる農地で、この農地の所有権の4分の1を取得するとなっております。8ページ公図、奥の14番6を取得するときに、そこへ行くために4分の1ずつの所有権があつたらしいのです。ここは、名取市から換地してもらった際申請して通路にしてもらったのですが、そこに民地が含まれていたということだったようです。

2番については、泉区の方が田高まで毎日来るのですかと聞いたところ、現在岩沼

まで毎日のように通って行きますというお話でした。現在、岩沼市に農地を所有していて、岩沼市内でも営農活動を行っているということでありましたし、機械もあるというお話でした。機械はどこにあるのか聞いたところ、岩沼で保管しているということでした。こちらについては耕耘機でも買って置くかという話でした。毎日きますということでしたので、営農可能であると判断しました。トウモロコシやネギ等が植えられていたのですが、現在は譲渡人がいろいろ貸しているような状況で草だらけでした。そのあたりはきちんとしますということでしたので、適当であるというふうに考えました。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明意見等いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

2番の譲受人についてですが、年齢はおいくつくらいの方なのでしょうか。買った後に亡くなってしまい、そのまま放置している田や畑が結構あるものなので、教えていただけるのであればお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

事務局お願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

こちら2番の譲受人の年齢ですが、仙台市農業委員会の耕作証明書の提出を受けております。その耕作証明書上ですと、60歳代前半ということです。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ （菅野弘一推進委員）

議案第3号2番についてですが、泉区のほうから通って、さらに岩沼にも5反歩ほどある、そして機械を集めて耕運機も買って耕作するというのは、いくら考えても難しいような気はします。私が心配しているのは、投機目的ではないかということです。田高と高館の境で、場所的にはそんなに悪くない場所です。ただ、あくまでも農地なので、それを簡単に売買はできないことはわかっていますが、将来的にどのようなのか。以前、別な事案でそのような方がいたような気もしたので、穿った考え方をすれば、買っておけば何とかなるのかという考えもあるのではないかと思います。少し聞かせていただければと思います。

○ 議長（大友正一会長）

ここには農業委員もいます。農地利用最適化推進委員もいます。ここの総会が終わって、許可されるわけです。これが終わったから終わりということではなく、みなさ

んが心配しているとおおり、農業委員会で許可したけれども、果たして作られているのか調査しなければいけないのです。実際作られていないのであれば、呼び出して指導するわけです。これが農業委員・農地利用最適化推進委員、特に、農地利用最適化推進委員の仕事です。許可が終わったあとが大事なのです。全然その状態が見えないとなれば、農業委員会で呼び出して、あのときの言ったことと違いますね、いつから耕作するのですかと指導するのです。それがみなさんの役目なのです。そのことをご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただいま委員からご質問のあった件ですが、譲受人について岩沼市のほうに農地を所有しているということで、岩沼市農業委員会へ取得された農地が適切に管理されているのかどうかということを確認しています。岩沼市農業委員会の話では、岩沼市の農地については適切に管理されて作付けもされているという回答をいただいております。

なお、本人からは投機目的という話は一切ありませんでしたが、トラクターであったり、管理機であったり、田植え機、コンバイン、それからユンボを所有して、一生懸命農業をしていきたいといったような意向を実情調査の場でも確認しております。

先ほど議長からもお話がございましたとおおり、今後そういった状態が申請どおり続くのかどうかということについては、確認していくべきだと考えています。

○（菅野弘一推進委員）

岩沼市の農地は、他の人に頼んでいるということではなく、自分で耕作しているということなのでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

自作していると聞いております。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

- 議長（大友正一会長）
退席推進委員の着席をお願いいたします。
- 〔退席していた推進委員着席〕
- 議長（大友正一会長）
それでは再開いたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の一部取り消しについて》

- 議長（大友正一会長）
次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の一部取り消しについて」を議題といたします。事務局よろしく申し上げます。

- 事務局（大友主幹）
それでは議案書の10ページ、11ページをご覧ください。議案について、説明いたします。令和3年1月12日に利用権調整会議を行い、令和3年1月28日に開催した第33回名取市農業委員会総会の決定を受け、令和3年2月1日付け名取市公告第17号で名取市長が公告した下記の農用地利用集積計画について、当該計画の一部が農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号ただし書きの要件を満たさないことが判明したので、農用地利用集積計画の一部取り消しについて、意見を求める。

このたび一部を取り消す農用地利用集積計画は、令和3年2月1日付け名取市公告第17号で公告した18件52筆51,627㎡のうち、整理番号2775番の農地の所在地、貸手借手等につきましては議案資料10ページのとおりです。この対象になっている農地、愛島笠島字鳥井崎34番は、もともと貸手3名による共有地です。この3名のうち2名の所有者が行方不明で、持分2分の1を所有する残り1名から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号ただし書きにある「持分2分の1を超えるものの同意があれば利用権を結ぶことができると判断して、総会資料のとおり賃貸借契約の農用地利用集積計画を作成しました。ところが、「持分2分の1」は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号ただし書きにある「2分の1を超える」ものに当たらないことが判明しました。この場合、農業経営基盤強化促進法の基本要綱「第9 利用権設定等促進事業」の1から4において、農用地利用集積計画の作成は、これを公告することにより特定人の権利義務を具体的に決定することとなることから、行政処分にあたりと解されます。

したがって、法令に定める要件または手続きに違反した作成または公告が行われた場合には、その行政処分はいわゆる瑕疵ある行政処分であり、市町村はこれを取り消

すことが必要です。また、農用地利用集積計画の取り消しは、市町村が取り消す公告を行えば足りませんが、取り扱いとしては「農業委員会の決定を経てから公告を行うことが適当である」とされていることから、公告を行った令和3年2月1日に遡り、農用地利用集積計画の内容を一部取り消しする必要が生じました。

なお、名取市公告第17号で公告を行った利用集積計画で取り消しを行うものはこの1件のみであり、名取市公告第17条により公告を行った農用地利用集積計画は資料11ページのとおり、17件51筆、50,244㎡の農用地利用集積計画として、効力は変わらず発揮されます。以上を持ちまして、議案第4号の説明といたします。みなさまのご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま事務局からご説明がありました。この件について、ご質問ございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

議案書の12ページ、13ページ、14ページをご覧ください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和3年7月13日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める、令和3年7月29日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規4件7,082㎡、更新0件、合計4件7,082㎡。

2 利用権を設定する土地

田3筆5,180㎡、畑3筆1,902㎡、合計6筆7,082㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定2件、所有権移転2件。
- ② 賃借権の存続期間。5年2件。
- ③ 借賃（10a当り）。45kg1件、8,200円1件。
- ④ 所有権移転の売買総額 85,000円1件、150,000円1件。
- ⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和3年7月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書13ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

〔8月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第3回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時25分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年7月29日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 5番 _____

署名委員 6番 _____